

2018年10月3日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目4番8号

大和ハウスリート投資法人

代表者名 執行役員 川西次郎

(コード番号: 8984)

資産運用会社名

大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 土田耕一

問合せ先 取締役財務企画部長 塚本晴人

TEL. 03-3595-1265

本投資法人の運用資産に係る賃料減額確認請求訴訟の上告棄却決定に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の運用資産である D プロジェクト新三郷（以下「本物件」といいます。）に関し、賃借人である株式会社アサヒセキュリティより、本物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対し賃料減額確認請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）の提起を受け、その後、最高裁判所に上告していましたが、2018年10月2日付で上告が棄却されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

本物件の信託受託者は、2014年6月27日付で2014年5月1日以降の賃料につき、現行賃料比約16%減の金額であることの確認を求める訴訟の提起を受けていました。本投資法人は、現行賃料は相当なものと考え、裁判手続において信託受託者を通じてその旨を主張しましたが、2017年7月24日付で東京地方裁判所より、2014年5月1日以降の賃料につき現行比約6%減額した金額とする旨の第一審判決が言い渡されました。本投資法人は2017年8月4日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、2018年4月11日付で東京高等裁判所より、2014年5月29日以降の賃料につき現行比約6%減額した金額とする旨の控訴審判決が言い渡されました。本投資法人は2018年4月18日付で最高裁判所に上告しましたが、2018年10月2日付で上告が棄却されました。

2. 今後の見通し

本投資法人は、本訴訟の進行状況等を総合的に勘案し、2018年2月期までの過年度を含めた影響見込み額を訴訟損失引当金として既に計上しています。また、2018年8月期及び2019年2月期の運用状況の予想において、影響見込額を訴訟損失引当金として織り込んでいます。したがって、2018年8月期及び2019年2月期の運用状況への影響は軽微であり、予想の変更はありません。

以上

ご参考：

2014年7月28日付 「本投資法人の運用資産に係る賃料減額確認請求訴訟に関するお知らせ」

2017年7月24日付 「本投資法人の運用資産に係る賃料減額確認請求訴訟における判決に関するお知らせ」

2017年8月4日付 「本投資法人の運用資産に係る賃料減額確認請求訴訟における控訴に関するお知らせ」

2018年4月11日付 「本投資法人の運用資産に係る賃料減額確認請求訴訟における控訴審判決に関するお知らせ」

2018年4月18日付 「本投資法人の運用資産に係る賃料減額確認請求訴訟における上告に関するお知らせ」

* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.daiwahouse-reit.co.jp/>